

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表
 ○消費者契約法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>消費者契約法の一部を改正する法律 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>消費者契約法の一部を改正する法律 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>（略）</p> <p>第四条第二項中「故意に」を「故意又は重大な過失によって」に改め、同条第三項に次の六号を加える。</p>	<p>（略）</p> <p>第四条第二項中「故意に」を「故意又は重大な過失によって」に改め、同条第三項に次の四号を加える。</p>
<p>三・四 （略）</p> <p>五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げる</p>	<p>三・四 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難</p>	<p>（新設）</p>

難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

七・八 (略)

附 則

(経過措置)

第二条 (略)

2 新法第四条第三項第三号から第八号まで（これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

3・4 (略)

五・六 (略)

附 則

(経過措置)

第二条 (略)

2 新法第四条第三項第三号から第六号まで（これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

3・4 (略)